

【学部生】 令和4年度後期、明石看護キャンパスでの
講義における対面授業実施に係る教育上の配慮における手順

1. 学生への周知

ユニバーサルパスポートにより「令和4年度後期授業における対面授業実施に係る教育上の配慮について」を周知する。また、下記の(2)に関連した不安やその後の履修相談は、担任が把握してフォローをしていくため、相談したい学生は、各学生のクラス担任にメール等で相談すること。新型コロナウイルス感染症の今後の感染状況によっては、後期中での申請も受け付ける。

2. 令和4年度後期授業における対面授業科目のオンライン受講等申請書の提出

後期授業において、学生は、下記の＜判断基準＞に該当するような理由によりオンライン受講等を申請する場合に、学務課に E-mail で申請書を提出する。

●学務課 E-mail : u_hyogo_akashi@ofc.u-hyogo.ac.jp

＜判断基準＞

(1) 学生本人の身体的状況

- ①妊娠している学生
- ②以下の病状を有する学生
 - ・心臓、肺（呼吸器）、腎臓に持病がある学生
 - ・糖尿病の学生
 - ・疾病や投薬により免疫が低下した学生
 - ・上記のほか、基礎疾患を持ち体調面に不安のある学生

(2) 通学に不安を抱えている

通学によって感染することへの不安が強く、通学ができないと感じている

(3) 生活環境に不安を抱えている

高齢者や基礎疾患を有する者など、新型コロナウイルス感染症に感染することで重篤化する可能性のある家族と同居しており、自らが感染しないことに細心の注意をはらわなければならない環境にある

3. 提出された申請書について、キャンパス内で審議し、学務課から学生に申請内容の認可について、ユニバーサルパスポートを通じて通知する。なお、審議には、1～2週間程度を要する場合もある。

4. 科目担当教員との調整

該当学生については、学生が履修しようとする科目の担当教員に学務課より連絡（学生の申請書添付）し、授業の受講についての調整を行う。

特に、演習・実習については、各科目担当教員による個別の調整が必要である。